

滋賀県医師連盟

医療政策のゆくえ

～財政論に押される医療～

2018年12月15日（土）

参議員財政金融委員会 理事

自民党厚生労働部会長代理

医師の働き方改革PT 座長

参議院議員

羽生田 俊

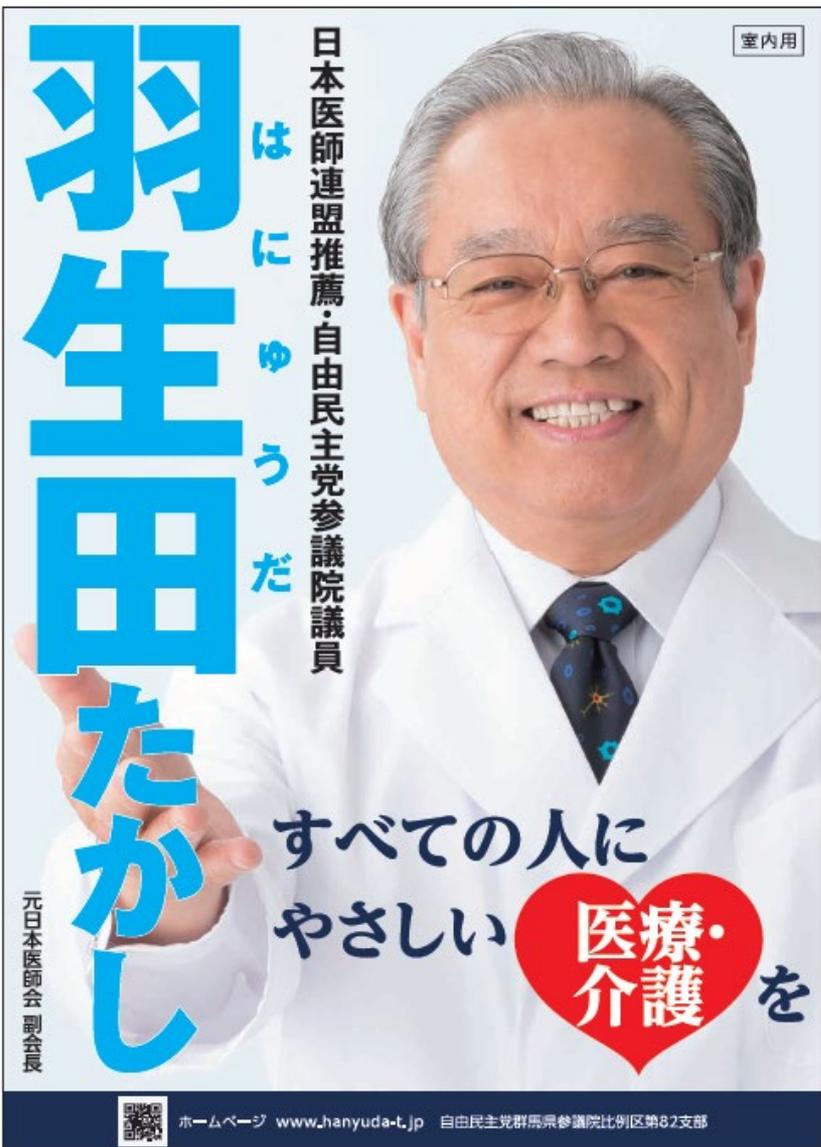
すべての人に
やさしい  を

御礼ご挨拶

七月三日に行われました日本医師連盟執行委員会におきまして、先生方のご支援を賜り、来年七月に予定しております第二十五回参議院議員選挙全国比例区における日本医師連盟の推薦を決定いただきました。

これもひとえに医療現場で懸命に踏ん張っておられる地域の先生方の、心の叫びをしっかりと国政に届け、政策に生かせとの使命を頂いたものと痛感しております。

羽生田 俊



室内用

日本医師連盟推薦・自由民主党参議院議員

はにゅうだ

すべての人にやさしい

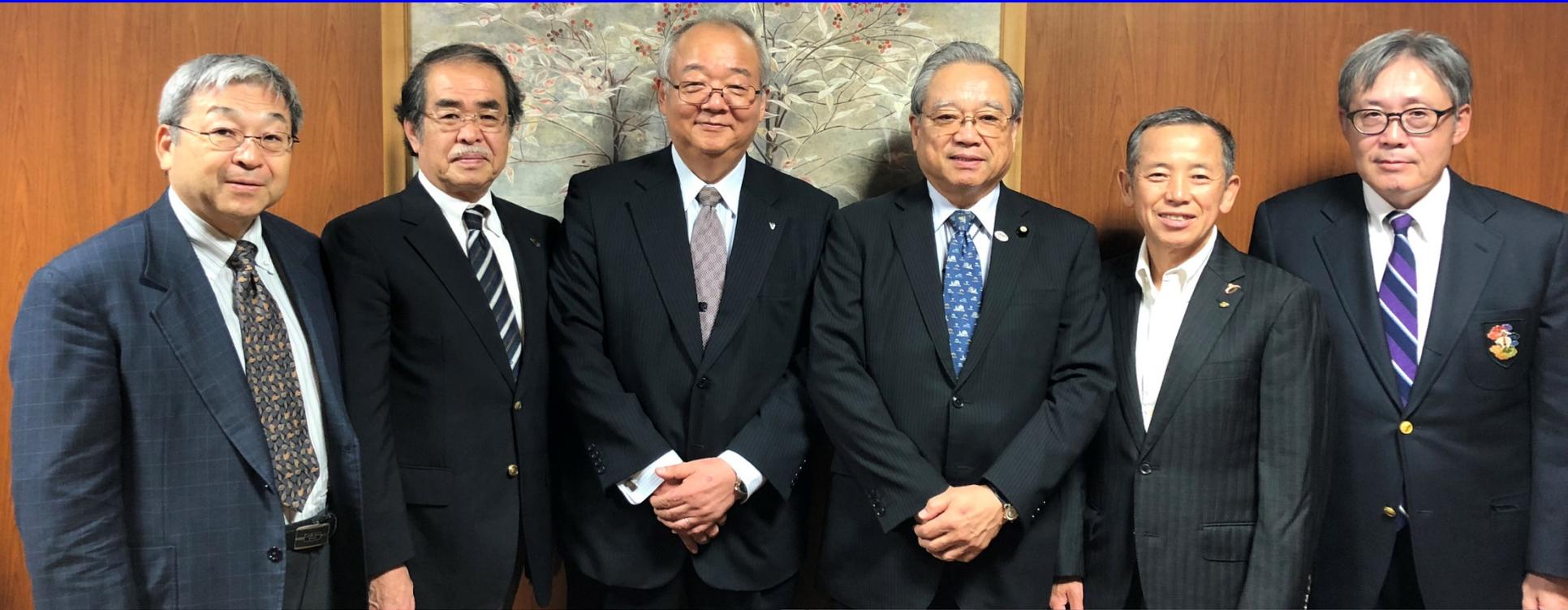
医療・介護を

羽生田 たかし

元日本医師会副会長

ホームページ www.hanyuda-t.jp 自由民主党群馬県参議院比例区第82支部

ご推薦ありがとうございます。



平成30年度 近畿医師会連合定時委員総会懇親会



医師と議員



【医師会歴】

- 昭和48年 3月 東京医科大 医学科卒業
- 昭和62年1月 1月 (社) 前橋市医師会 理事
- 平成5年 4月 (社) 群馬県医師会 理事
- 平成12年 4月 (社) 日本医師会 常任理事
- 平成22年 4月 (社) 日本医師会 副会長



【議員歴】

- 平成25年 7月 参議院議員 初当選
- 平成25年10月 参議院厚生労働委員会 委員
- 平成26年 9月 参議院厚生労働委員会 理事
- 平成27年12月 参議院厚生労働委員会 筆頭理事
- 平成28年 9月 参議院厚生労働委員会 委員長
- 平成29年 9月 参議院財政金融委員会 理事
- 自由民主党副幹事長
- 参議院自民党副幹事長
- 平成30年10月 参議院財政金融委員会 理事
- 自民党厚生労働部会長代理



参议院财政金融委员会 理事



■ これからは「医療費興国論」で

自民・羽生田氏

自民党の羽生田俊参院議員は15日、前橋市医師連盟主催の国政報告会で講演し、医療分野がもたらす経済的効果に触れながら、今後は「医療費興国論」を展開すべきだという考えを強調した。

羽生田氏は、かつての「医療費亡国論」が「いまだに私たちを苦しめている」と批判。一方、新たな治療法や新薬で、治らなかった疾患が治るようになったり、治療期間が短縮され患者が早期に社会復帰できるようになっていると指摘した。さらに社会保障分野は雇用面でも貢献度が高いことから、医療分野に財源を充てることが経済活性化の一番の要因になると訴えた。

● 保険財源からの収益、株主還元を問題視

また直近の課題の一つとして「大手調剤薬局での余剰金と配当」に言及した。医療費の財源は国費、保険料、患者の自己負担で賄われているが、そこから得た収益を株主に配当することについて「倫理的に許されるのか」と問題視。保険財源から得た収益について、何らかの形で配当制限できないか検討したい考えを示した。

薬局と医科の調剤料についても問題提起し「『患者負担が増えても、院外で薬剤師から説明を受けて医薬品を受け取る方がよい』という結果があればいいが、残念ながらはつきりした結果がないことの方が多い」と述べた。





参議院 決算委員会 (平成30年4月9日)



■ 社会保障の伸び「高齢化に伴う増加分等々に収める」

麻生財務相

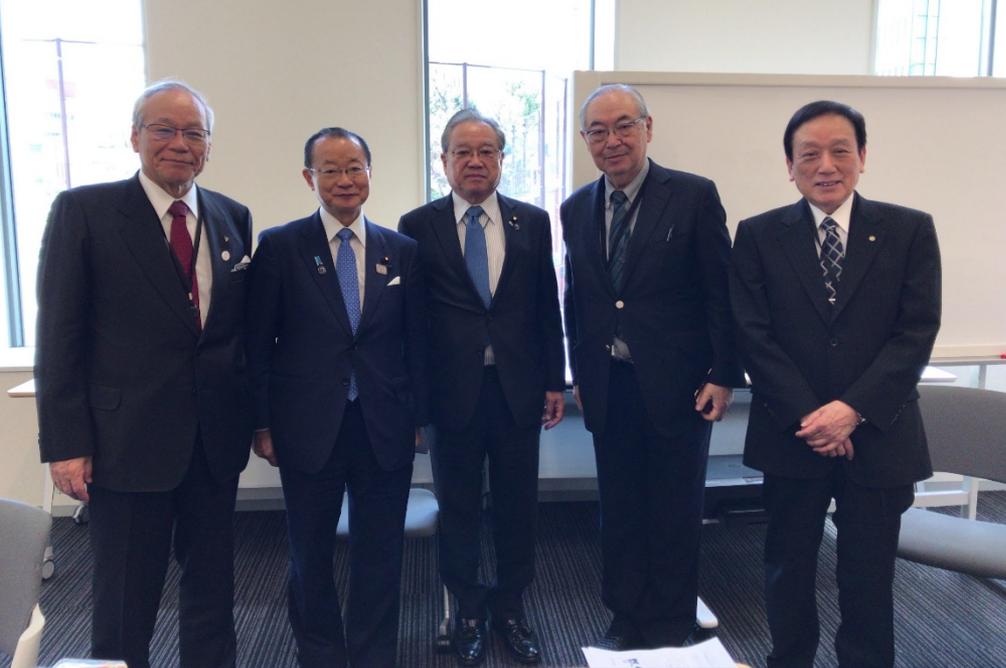
麻生太郎財務相は9日の参院決算委員会で、2018年度までの3年間で社会保障関係費の伸びを計1.5兆円程度に抑えたことについて「日本の財政再建において非常に大きい」との見解を示した。その上で社会保障関係費の伸びに関する今後の展望について、「高齢化による増加分等々に収めることを目指す」と述べ、従来の考え方を踏襲する姿勢を示した。羽生田俊氏（自民）への答弁。

麻生財務相は16～18年度の社会保障関係費の伸びを計1.5兆円程度とする「目安」が達成されたと振り返った上で「皆保険などの医療制度について、人口減、少子高齢化の中、持続可能なものにしていかなければならない」と指摘。今後の社会保障関係費の伸びについて「20年度に向けて、高齢化による増加分等々に収めることを目指す。収まればと思う」と説明した。

質問に立った羽生田氏は社会保障について「消費ではなく投資」の側面があるとの見方を強調し、必要な社会保障費の抑制によって基礎的財政収支（PB）の黒字化を目指すという考え方については「議論が必要だ」と指摘した。これに対し、麻生財務相は、財政健全化が日本の国際的信用の基盤との認識を強調。財政再建に取り組んでいることを「数字の上で示さなければならない」と述べ、PB黒字化の重要性について理解を求めた。

自民党 厚生労働部会 部会長代理





成育基本法成立に向けた議員連盟（自民党）総会（平成30年3月30日）



■ 日医・横倉会長、成育基本法の成立に強い期待感

自民党議連

日本医師会の横倉義武会長は3月30日、自民党の「成育基本法成立に向けた議員連盟」(河村建夫会長)の総会に出席し、「安心して子どもが産める、育てられる社会をつくり上げていきたい」と述べ、同法成立に強い期待感を示した。

同日は、これまでに同議連でまとめた法案の骨子案をベースに、新たに立ち上がる超党派議連で法案成立に向けた議論を開始する方針を確認。河村会長は、野党とも調整を行い、早期に超党派議連を開催したいとの見解を示した。また、自民党議連事務局長の羽生田俊参院議員は「法案の方向性は(野党も)一致して賛成している」と説明した。

法案骨子案は成育医療の提供に関する施策の基本理念や、国や医療関係者の責務を定めており、同日の議連では医療に焦点を絞った内容を評価する意見が上がった。一方で、医療に限定せず、教育や福祉など幅広い考え方を盛り込むことが望ましいとの見解も示された。羽生田事務局長は「基本法として出すためには、スマートにして出そうという方向性になった。そこで、成育『医療』を中心とした骨子案となった」と、これまでの議論の経緯を説明し、理解を求めた。

●横倉会長「健全な成育、党派を超えたもの」

横倉会長は終了後に本紙の取材に応じ、「子どもの健全な成育は国民の全ての願いで、党派を超えたもの」と成育基本法の意義を強調した。また、松平隆光・日本小児科医会長や木下勝之・日本産婦人科医会長らも出席し、同法案に強い期待感を示した。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し
必要な成育医療を切れ目なく提供するための施策の
総合的な推進に関する法律（平成30年12月8日成立）



医療基本法 世話人会

平成30年11月13日

医事法関係検討委員会答申

「医療基本法」の制定に向けた具体的提言
(最終報告)

平成26年3月

日本医師会 医事法関係検討委員会



■ 「医療基本法」に向け世話人会

超党派議連で検討へ

「医療基本法」の呼びかけ人らが13日、患者会や日本医師会を交えて世話人会を開いた。呼びかけ人の一人で、これまで同法の検討に携わってきた羽生田俊参院議員が、超党派の議員連盟を立ち上げて具体的に検討する考えを示した。日医からは横倉義武会長らが出席し、同法の成立に強い期待感を示したという。

呼びかけ人には、▽尾辻秀久氏（自民、呼びかけ人代表）▽鴨下一郎氏（自民）▽榊屋敬悟氏（公明）▽阿部知子氏（立憲民主）▽井上一徳氏（希望）▽櫻井充氏（国民）▽小池晃氏（共産）一らが名を連ねた。出席議員からは「患者側と医療者側が互いに協力し合うための法律にすることが大切だ」「生命に直結する『医療』にふさわしい簡潔な基本法とすべきだ」といった趣旨の発言が出た。

患者会からは「患者の権利法をつくる会」などが出席。「患者側と医療者側が対立するのではなく、一緒に問題意識を共有し、信頼関係の下で治療を進めていくための法律が必要」との趣旨の発言があり、法案の議論本格化を歓迎した。



働き方改革関連法 施行

医療機関の管理者の皆様へ

第11回 医師の働き方改革に関する検討会

平成30年11月9日

参考
資料2

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から

働き方改革関連法が順次施行され、

医療機関で働く

すべての人に適用されます!!



Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒医師については応召義務等の特殊性を踏まえ、2024年度から適用※されます。

※適用される時間外労働の上限時間等は2019年3月を目途に検討中です。



厚生労働部会 **医師の働き方PT** (平成30年4月26日)



顧問: 鴨下一郎(環境大臣)
川崎二郎(厚労大臣)
田村憲久(厚労大臣)
松野博一(文科大臣)
森 英介(法務大臣)

座長: 羽生田俊

座長代理: 橋本岳(前厚労部会長)

MEDIFAX

© じほう 2018

MF医療情報室

メディファクス

<http://mf.jiho.jp>

株式会社 じほう

●この通信は会員が直接利用される以外、コピー等による第三者への提供は固くお断りいたします

■ 自民党、「医師の働き方改革PT」を設置 座長に羽生田氏

2024年度以降を見据えて医師の働き方改革が大きな焦点となっている中、自民党は厚生労働部会（橋本岳部会長）の下に「医師の働き方改革に関するプロジェクトチーム（PT）」を設置した。PT座長には元日本医師会副会長の羽生田俊参院議員が就いた。厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会」が16日に中間的な論点整理を大筋でまとめたことを受け、早期に初会合を開きたい構えだ。

厚労省は今国会に働き方改革関連法案を提出する予定で、現在、与党が提出前の法案審査をしている。関連法案のうち労働基準法改正案では、第36条の改正により、時間外労働の限度時間を原則として月45時間、年360時間とする方針だ。ただ、医師については猶予期間を設け、24年4月から上限規制を適用する方針を、新設する第141条で記す。

24年4月以降を視野に議論してきた厚労省の「医師の働き方改革に関する検討会」は、中間的な論点整理を近く正式にまとめる。今後は、医師の時間外労働規制や応召義務などについて、より具体的な議論を進め、18年度中に考え方をまとめる見通しだ。その後、24年度までに体制整備を進めることになる。

MEDIFAX

©じほう 2018

MF医療情報室

メディファクス

<http://mf.jiho.jp>

株式会社じほう

●この通信は会員が直接利用される以外、コピー等による第三者への提供は固くお断りいたします



■ 医師の時間外労働「特別条項の特例が必要」 自民・働き方PTで日医

自民党の厚生労働部会「医師の働き方改革に関するプロジェクトチーム」(PT、羽生田俊座長)は10日、日本医師会からヒアリングした。日医は横倉義武会長らが出席し、日医内の「医師の働き方検討委員会」がまとめた答申を説明した。答申では、医師の健康と地域医療の提供体制の双方を守る仕組みとして、医師の時間外労働時間上限(医師の特別条項)について医療界が意見集約して時間設定すべきと提言。さらに、各地域の事情などを勘案した追加的な医師の健康確保を条件に「医師の特別条項の特例」の設定も求めている。

医師の特別条項は、同委員会の答申に盛り込まれた将来への提言で取り上げた。特別条項の特例を決める基本的視点には▽医師を含む国民が健康で安全・安心に暮らせる労働時間▽日医の「医の倫理要領」に基づく▽時間外労働の上限規制は必要—などを例示。特例適用の条件には、医師の健康確保措置を実施していることや、特例に関する労使間の合意が必要とした。特例は一定期間後に見直すべきとも記載している。

自己研鑽については「仕事との明確な切り分けは難しいが、医師の自己研鑽の内容を整理し、どのような考え方が可能か医療界の総意の下、ガイドラインを作る必要がある」との考えを打ち出した。応召義務の関係では「法的な解釈を明確にする必要がある」とした上で、医師個人だけでなく、行政と医療機関の義務を整理し、役割分担する必要性に言及している。

自民党 医師の働き方改革PT

- 平成30年1月31日 PT設置
- 平成30年3月30日 PT役員会
- 平成30年4月26日 厚労省 医師の働き方検討会（中間論点及び緊急取組）
- 平成30年5月10日 日本医師会
- 平成30年5月29日 全国自治体病院協議会・四病院団体協議会
- 平成30年6月14日 日本私立医科大学協会・全国医学部長病院長会議
- 平成30年8月30日
- ・ 中原のり子氏（東京過労死を考える遺族の会代表）
 - ・ 三島 千明氏（青葉アーバンクリニック総合診療医）
 - ・ 赤星 昂己氏（東京女子医科大学東医療センター救急救命センター医師）
- 平成30年9月11日
- ・ 福井次矢（聖路加国際大学学長）
 - ・ 木戸道子（日本赤十字社医療センター第一産婦人科部長）
 - ・ 若林稲美（武蔵野赤十字病院副院長兼看護部長）
 - ・ 矢口智子（日本医師事務作業補助研究会理事長）
- 平成30年12月4日 PT役員会
- 平成30年12月12日 厚労省 医師の働き方検討会について



労働基準監督署の立ち入り調査の状況・対策

案件	発覚	対象数 (医師ら)	病院名
医師の長時間労働是正のため、平成29年6月より土曜外来診療で約3分の2の診療科を廃止 (平成29年5月12日 聖路加国際病院 発表)	—	—	聖路加国際病院
夜間や休日勤務等で割増賃金未払い (平成29年10月8日東京新聞等) ⇒約1億2,000万円支給済み	宿日直ではなく通常と同様の労働と判断	約130人	都立小児総合医療センター
36協定未締結かつ、時間外の割増賃金未払い (平成29年10月24日土岐市発表) ⇒1億1,600万円支給へ	電子カルテ記録や職員への聞き取り	216人	岐阜県土岐市立総合病院
時間外の割増賃金未払い (平成29年12月28日佐賀県医療センター発表) ⇒5億6,000万円支給へ	出勤簿と電子カルテ記録の相違	880人	佐賀県医療センター好生館

羽生田PT座長の提案により 現在出来る事案として厚労省が対応

医政支発 第 号
平成 30 年 月 日

各都道府県医療勤務環境改善担当課長殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

医療機関における働き方改革の推進について

平素より、厚生労働行政の推進に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

(医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組の推進や改正法の周知等について)
医療従事者の勤務環境の改善に関しては、医療法に基づき、各都道府県において、医療勤務環境改善支援センターの設置、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及等を進めていただいているものと承知しております。

また、本年度においては都道府県勤務環境改善担当課長会議等を通じ、「医師の働き方改革に関する検討会」でとりまとめられた「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」の推進や、本年7月に時間外労働の上限規制の導入等を柱とした「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号。以下「改正法」という。)の周知等についてもお願いしているところです。

(改正法の周知の必要性と関連通知について)

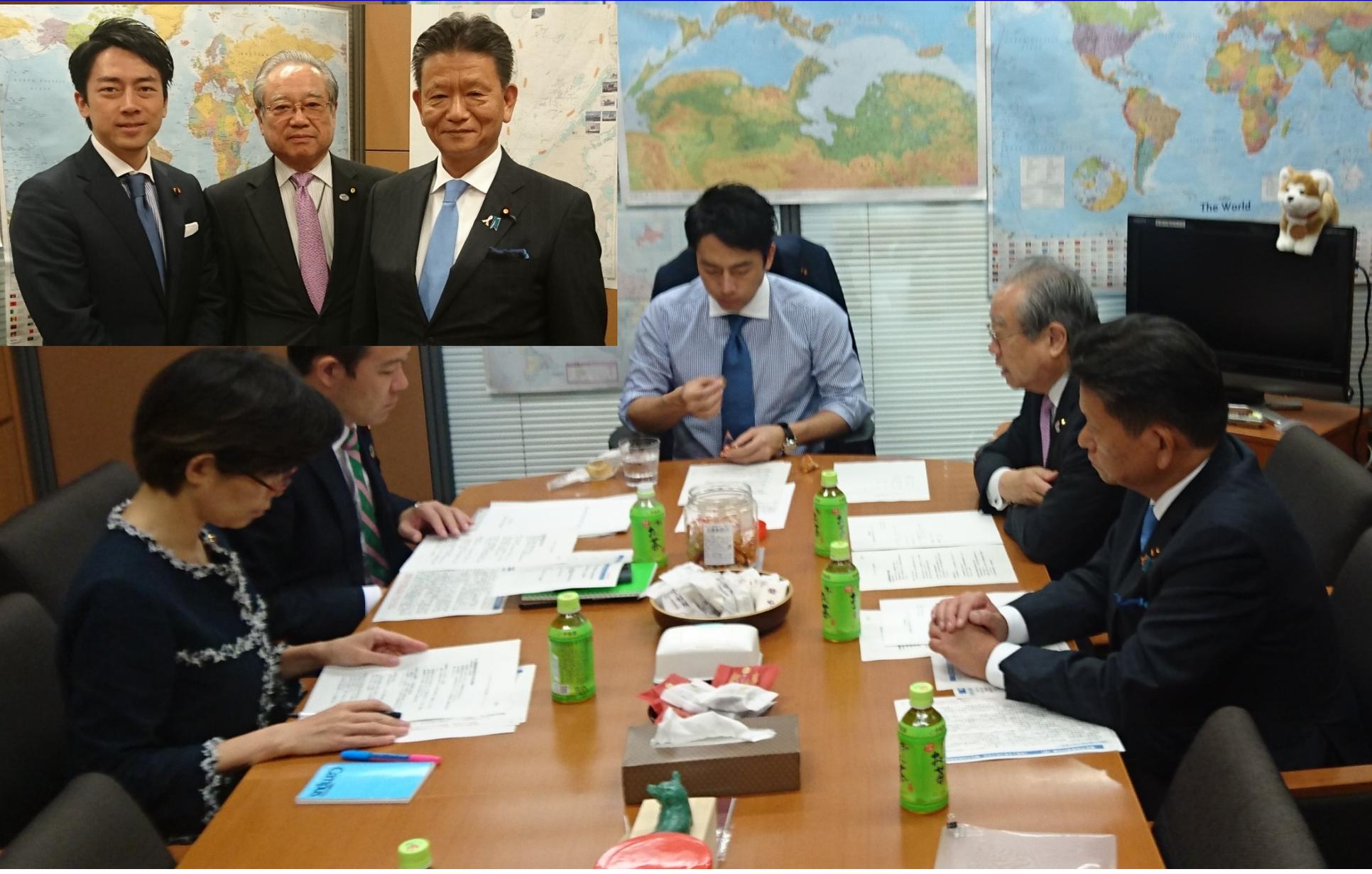
改正法については、平成31年4月以降、順次施行され、特に時間外労働の上限規制については、平成31年4月より、医療従事者、事務職員等にも適用されることとなり(中小企業規模の医療機関については平成32年4月1日から適用。医師については5年間の猶予期間あり)、医療機関も改正法の内容について適切に理解し、遵守していただくことが必要となっています。

労働基準監督署が入るときに勤務環境改善支援センターにも必ず同席をさせる。

そうすれば勤務環境改善支援センターは医療現場を知ることができ、労働基準監督署は第三者がいることで高圧的な印象をあたえない。



小泉厚労部会長・羽生田PT座長・三ッ林PT事務局長 による今後の進め方打ち合わせ会



今後3月までの取りまとめにむけたスケジュール

自民党PT・厚生労働部会

厚生労働省検討会

※議題は現時点で想定しているもの

11月

9日 第11回検討会【労働時間短縮策、健康確保措置】

19日 第12回検討会【医師の特殊性、自己研鑽等】

12月

PTにて厚労省の検討会に於いて検討すべき事項、盛り込むべき事項を提言開催をする

5日 第13回検討会

17日 第14回検討会

19日 第15回検討会

27日 第16回検討会

【上限時間数・健康確保措置の案、履行確保等】

【とりまとめ骨子案】

1月

11日 第17回検討会

2月

PTで取りまとめをし厚労省の検討会の方向性を見た上で、政治側としての提言をとりまとめる

1日 第18回検討会

6日 第19回検討会

【とりまとめに向けた議論】

3月

(数回開催)

【報告書とりまとめ】



参議院議員

羽生田たかし君を励ます会

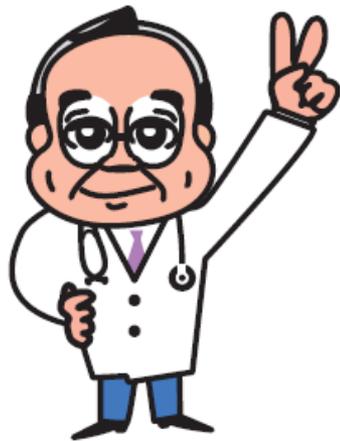
羽生田たかし君を励ます会

平成30年11月25日(日)16:00~

於:ホテルニューオータニ



ありがとう
ございました。



羽生田たかし

<https://www.hanyuda-t.jp/>

羽生田たかし facebook

<https://www.facebook.com/takashihanyudaofficial>

